

特定非営利活動法人 ハーモニー定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人 ハーモニーという。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を三重県伊賀市久米町639番地の3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、障害のある者その他就労に支援を必要とする者に対して、就労支援、自立支援及び社会参加に関する事業を行い、農業及び軽作業等を通じて働く機会を提供するとともに、一人ひとりの能力及び特性に応じた就労の場を創出し、地域福祉の向上及び共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 障害者の自立を図る活動と共存社会（障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 地域交流及び福祉啓発事業
- (3) 講演会及び研修会の企画、運営及び受託事業
- (4) 地域住民、行政及び企業との連携による地域福祉推進事業
- (5) 地域産品及び福祉製品の企画、製造、販売及び受託販売事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

この法人は、入会金及び会費を徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、必要に応じて副理事長を置く。

(選任等)

第13条

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の業務を執行する。

4 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

第4章 役員及び職員

(任期等)

第15条

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期満了後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条

この法人に、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条

総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任並びに報酬
- (7) 借入金（その事業内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第48条においても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号による請求があったときは、その日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 総会

(表決権等)

第28条

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記する。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面その他適切な方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものみなす。
- 4 特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 補助金及び助成金
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条

この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益及び費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じた場合は、次事業年度へ繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 本定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 倉本卓哉

理事 森本奈緒

理事 奥田真人

監事 森田浩之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から令和10年6月27日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人は、設立当初、入会金及び会費を徴収しない。

役員名簿

特定非営利活動法人 ハーモニー

役職	名前	住所	役員報酬の有無
理事長	倉本卓哉	個人情報のため隠 しています。提出す る書類には、住所の 記載が必要です。	無
理事	森本奈緒		無
理事	奥田真人		無
監事	森田浩行		無

設立趣旨書

1.趣旨

現在、障害のある方の働く場所や、一人ひとりの能力や特性に応じた就労機会は十分とは言えません。一方で、地域では人手不足や高齢化が進み、地域社会を支える新たな担い手の育成が求められています。

農業や軽作業は、それぞれの能力に応じて無理なく取り組むことができ、地域とのつながりを持ちながら社会参加を実現できる活動です。

また、働くことを通じて自信や生きがいを育み、自立した生活につながることを期待されます。

このような課題を解決するため、当法人は就労継続支援B型事業を中心に、農作業や軽作業などの就労機会を提供し、地域と連携しながら誰もが活躍できる環境づくりに取り組みます。

そのためには、継続的かつ安定した事業運営を行い、行政や企業、地域との信頼関係を築くとともに、利用者が安心して利用できる体制を整備する必要があります。以上の趣旨により、特定非営利活動法人を設立するものです。

2.申請に至るまでの経緯

私は、障害のある方々の就労支援と地域農業の活性化を両立する農福連携に関心を持ち、就労継続支援B型事業所での研修を通じて障害福祉について学んできた。その中で、利用者一人ひとりの特性や能力が十分に活かされず、適した作業や働く機会が不足している現状を知った。

また、地域では農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加が課題となっており、障害のある方々の働く場づくりと地域課題の解決を結びつける農福連携の必要性を強く感じた。

現在は、農業技術や障害福祉に関する知識の習得を進めるとともに、農作業や軽作業による就労機会の確保に取り組み、利用者一人ひとりの特性に応じた支援ができる環境整備を進めている。

これらの活動を継続的かつ安定的に実施し、障害のある方々の自立支援と社会参加の促進、地域農業の活性化及び地域福祉の向上に寄与するため、特定非営利活動法人を設立することとし、本申請に至った。

2026年 6月 事業準備に動く

2026年 6月 法人化に向けて検討、相談を始める

2026年 6月 27日 設立総会開催

以上の趣旨により、ここに特定非営利活動法人ハーモニーを設立いたします。

2026年6月27日

特定非営利活動法人ハーモニー

設立代表者 倉本卓哉

令和8年度事業計画書
(法人成立の日～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人 ハーモニー

1 事業実施の方針

ハーモニーは、地域とのつながりを大切にし、障害のある方その他支援を必要とする方が、地域の中で自分らしく働き、安心して暮らせる環境づくりを目的として活動を行う団体である。

現代において、障害や特性、生活環境など様々な理由により、働く機会や社会とのつながりを持ちにくく、孤立や不安を抱える人が少なくない。ハーモニーは、一人ひとりの能力や個性を尊重し、それぞれに合った働く場や役割を創出することで、支え合いの循環を生み出すことを目指す。

主な活動として、農業及び軽作業等を通じた就労支援、地域交流イベントの開催、障害福祉に関する啓発活動などを行う。また、種まき体験会や収穫体験会など、地域住民が気軽に参加できる交流の場を設けることで、世代や立場を超えたつながりを育み、地域福祉の向上及び地域活性化に寄与する。

さらに、就労や生活に不安を抱える方やその家族への相談支援、関係機関との連携を通じて、一人ひとりが安心して挑戦できる環境づくりに取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
地域交流及び福祉啓発事業	介護技術の講習会を外部の講師に依頼し、福祉の講習会を行い、地域の方との繋がりを作る	令和9年1月頃予定	伊賀市大内予定	2人	20人
地域交流及び福祉啓発事業	外部の認知症サポーター講師を依頼し、福祉講習を行い、地域の方に障がいについての理解を深めて頂く	令和9年2月予定	伊賀市大内予定	3人	20人

地域交流及び福祉啓発事業	外部の介護予防体操の講師に依頼し、講習会を行い、介護予防の重要性を地域の方に伝える	令和9年2月予定	伊賀市 大内予定	3人	20人
--------------	---	----------	-------------	----	-----

令和9年度事業計画書
(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

特定非営利活動法人ハーモニー

1 事業実施の方針

ハーモニーは、地域とのつながりを大切にし、障害のある方その他支援を必要とする方が、地域の中で自分らしく働き、安心して暮らせる環境づくりを目的として活動を行う団体である。

現代において、障害や特性、生活環境など様々な理由により、働く機会や社会とのつながりをもちにくく、孤立や不安を抱える人が少なくない。ハーモニーは、一人ひとりの能力や個性を尊重し、それぞれに合った働く場や役割を創出することで、支え合いの循環を生み出すことを目指す。

主な活動として、農業及び軽作業等を通じた就労支援、地域交流イベントの開催、障害福祉に関する啓発活動などを行う。また、種まき体験会や収穫体験会など、地域住民が気軽に参加できる交流の場を設けることで、世代や立場を超えたつながりを育み、地域福祉の向上及び地域活性化に寄与する。

さらに、就労や生活に不安を抱える方やその家族への相談支援、関係機関との連携を通じて、一人ひとりが安心して挑戦できる環境づくりに取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	法人運営体制の整備、理事会及び総会の開催、会員及びボランティアの募集を行う。	令和9年4月予定	伊賀市大内予定	3人	6人
地域交流及び福祉啓発事業	障害福祉、自立支援及び共生社会に関する勉強会、講習会、情報発信を実施し、地域理解の促進を図る。	令和9年7月予定	伊賀市予定	3人	30人

地域住民、行政及び企業との連携による地域福祉推進事業	地域住民との交流促進を目的として、種まき体験会、収穫体験会その他交流イベントを開催し、支え合いの地域づくりを推進する。	令和9年10月予定	伊賀市予定	3人	50人
----------------------------	---	-----------	-------	----	-----

令和8年度 活動予算書

法人設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニー

(単位：円)

科目 特定非営利活動に係る事業

I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
2. 受取寄附金	
受取寄附金	300,000
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	0
4. 事業収益	
事業収益	1,560,000
5. その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	1,860,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	1,150,000
人件費計	1,150,000
(2) その他経費	
開業準備費	50,000
消耗品費	80,000
備品費	100,000
通信費	20,000
旅費交通費	50,000

その他経費計	300,000
事業費計	1,450,000
2. 管理費	
管理費計	0
経常費用計	1,450,000
当期経常増減額	410,000
Ⅳ 経常外費用なし	
当期正味財産増減額	410,000
設立時正味財産額	0
次期繰越正味財産額	410,000

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニー

(単位：円)

科目 特定非営利活動に係る事業

Ⅰ 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
2. 受取寄附金	
受取寄附金	0
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	0
4. 事業収益	
事業収益	9,360,000
5. その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	9,360,000
Ⅱ 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	6,900,000
人件費計	6,900,000
(2) その他経費	
利用者工賃	1,440,000
消耗品費	300,000
備品費	100,000
通信費	50,000
旅費交通費	150,000
雑費	100,000
水道光熱費	180,000

その他経費	2,320,000
事業費計	9,220,000
2. 管理費	
管理費計	0
経常費用計	9,220,000
当期経常増減額	140,000
当期正味財産増減額	140,000
前期繰越正味財産額	410,000
次期繰越正味財産額	550,000